

23受ユ国統第8号  
平成23年8月3日

文部科学大臣  
高木 義明 殿

日本ユネスコ国内委員会会長  
田村 哲夫

### 第36回ユネスコ総会について（答申）

平成23年6月10日付け23文科統第28号で諮問のありました標記のことについて、第129回国内委員会（平成23年8月3日開催）の議を経て、日本ユネスコ国内委員会は下記のとおり答申します。

#### 記

#### I 第36回ユネスコ総会における基本的態度

ユネスコは、1946年に教育、科学、文化を通じて世界の平和及び安全に貢献することを目的に国連の専門機関として創設され、創設以来、識字・基礎教育の普及、科学の振興、文化遺産の保護及び国際理解の推進等、教育、科学、文化、コミュニケーションの分野の国際協力を通じて世界の平和に貢献すべく活動を行い、多くの実績をあげてきた。我が国は、1951年にユネスコに加盟し、教育、科学、文化及びコミュニケーションの交流・協力を通じて多くのことを学ぶとともに、世界各国の人づくりと相互理解の推進に貢献するとの観点から、ユネスコに対して積極的に協力してきた。

2009年に就任したボコバ事務局長は、松浦前事務局長が推進した機構改革、分権化及びプログラム改革等の改革路線の継承を打ち出している。我が国としては、ボコバ事務局長体制においても、加盟国として積極的に参画するとともに、ユネスコにおける諸改革及び各分野への取組が継続され、ユネスコが他の国際機関、各国政府及びNGOと協働して、国際社会が抱える幾多の課題に有効に対処出来るよう、可能な限りの支援を継続していくべきである。

## II 2012-2013年2ヵ年事業予算案に関して取るべき態度

### 1. 総論

- 1) 今次総会の主要議題である2012-2013年2ヵ年事業予算案(36C/5)は、ボコバ事務局長体制に移行してからの最初の事業予算編成となり、同事務局長のイニシアティブの下でのユネスコの方向性を決める極めて重要なものと考えられる。今期会計年度(2010-2011年)に実施された事業の進捗状況を点検し、次期会計年度で重点的に取り組むべき課題が明確にされるべきである。
- 2) 事業の精選化・重点化・管理運営の合理化、財政の健全化等、松浦前事務局長が行ってきた改革路線は引き続き継承され、また、最優先事業分野への財源の重点配分の基本方針も維持されることを期待する。
- 3) 事業については、2008-2013年年6ヵ年ユネスコ中期戦略(34C/4)及び36C/5においても、分野横断的な優先課題として、アフリカとジェンダーの問題が挙げられている。特にアフリカについては、我が国はアフリカ開発会議(TICAD)プロセス等を通じこれまでもアフリカの開発支援を一貫して重視し、これに積極的に関与してきた経緯があり、ユネスコがアフリカを優先課題とすることを支持する。今後はユネスコの事業活動を支援することを通じて、我が国がアフリカにおける教育の普及や質の向上、科学技術水準の向上に一層寄与することが望ましい。
- 4) 「国連持続発展教育(ESD)の10年」(DESD)の後半に入り、ユネスコは国連システムにおける主導機関として、我が国での開催が決定している2014年の最終年会合、そしてその先のESDの普及・推進に大きな役割を果たすことが期待される。ESDの推進に重点をおくべきである。ESDの概念は教育だけではなく、自然科学、人文・社会科学、文化、コミュニケーションと幅広い分野に関わる包括的概念であるため、ユネスコにおいては各セクター間の連携が極めて重要である。

### 2. 教育分野

「教育の衡平性、インクルージョン及び質、並びに持続可能な発展及び平和と非暴力の文化のための生涯学習のスケールアップ」及び「教育における地球規模的なリーダーシップの強化」が優先課題として掲げられていることを評価する。その下で万人のための教育(EFA)及びESDが更に推進されることを求める。

#### 1) 万人のための教育(EFA)

ユネスコは、ユネスコが主導機関の役割を担う2015年までのEFAダカール行動枠組みで掲げた6つの目標の達成のため、ユネスコが果たすべき役割を認識しつつ、EFA関係主要国際機関や加盟各国、NGOなど関係者との連携を強化しながら、より一層の努力を続ける必要がある。

同EFA目標のうち2つが、ミレニアム開発目標でも同様に目標として掲げられており(「2015年までに、全ての子どもが男女の区別無く初等教育の全課程を修了できるようにする」及び「初等・中等教育における男女格差の解消を2005年までには達成

し、2015年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する)、これらの達成は、社会変革における教育の重要性を説き続けてきたユネスコにとっては極めて重要な挑戦である。特に、同EFA目標に示されている教育の質の向上は、教育へのアクセスの改善が一定の成果を挙げている中、残された課題の一つである。それはまた、ESDの取組とも密接に関係するものであり、EFAとESDの一体的な推進が今後とも一層必要である。

2015年の同EFA目標達成までに残された時間は限られており、かつ第186回ユネスコ執行委員会において、2015年までの目標達成が困難と思われる旨の発言もなされている状況を踏まえて、ユネスコは、取るべき具体的な行動を明確にし、戦略的な見地から実施を確実に進めていく必要がある。また、外部資金の獲得にも一層努め、目標達成に十分な予算を確保する必要がある。

我が国としても、目標達成への貢献とポスト2015年も見据えた包括的な新しい開発政策である「日本の教育協力政策2011-2015」の実施にあたっては、ユネスコを含む幅広い機関と協力・連携して行くこととしている。

## 2) 持続発展教育 (ESD)

我が国では、この度の未曾有の大震災を受け、「防災教育」の重要性を改めて認識したところであり、今後は特に気候変動教育に加えて、防災教育に焦点を当てた取組を進展させていく必要がある。防災教育の推進のためには、教育的な側面だけでなく、自然科学や人文・社会科学に基づく科学的な研究とも連携することが重要である。最終年會合に向けて目に見える成果を出していくためにも、当該分野に焦点を当てたESDの取組強化において、ユネスコは積極的にイニシアティブを示すべきである。また、我が国でも、ユネスコスクールを中心に、教育だけでなく科学や文化などと関連させながら、防災教育のモデルとなるような取組を進める必要がある。

## 3) DESD最終年會合

2005年から始まった国連ESDの10年(DESD)は、開始から6年が経過しESDボン會議における多数の加盟国、関係者の参加などESDの国際的な普及に一定の成果を挙げているものの、後半の残り期間を通じESDをより認知させ、重要な位置づけを与えるためには、より一層の取組強化が必要である。

我が国は、自国がDESDの提唱国であることを踏まえ、DESD最終年會合をユネスコとともに我が国で開催する旨をボン宣言及び第181回ユネスコ執行委員会決議に盛り込んだ。これを受けて今次ユネスコ総会においても、DESD最終年會合、そしてその先の更なるESDの普及・推進に向けていかなる取組を行っていくかについての議論を提起すべきである。

国際実施計画によればDESDを貫く目標は「持続可能な発展の原則、価値観、実践を、教育と学習のあらゆる側面に組み込む」こととされており、その達成に向けてユネスコ及びその加盟国がESD推進のために不断の取組を行わなければならない。そのため、ユネスコは、DESDの主導機関としての責務を果たせるよう、次期事業予算において、その決意を示していくべきである。

その際には、ESDがEFAの目標の一つである教育の質の向上に資するものである

ことを再認識し、より一層EFAとESDの連携を強化していく必要がある。

また、DES Dを契機として、その後もESDの活動に継続的に取り組むことが重要であり、ESDの提唱国として我が国の取組を引き続き国際社会に発信していく必要がある。

### 3. 科学分野

未曾有の大震災を経験した我が国としては、34C/4に沿って、自然科学分野で、「自然資源や再生可能エネルギーの持続可能な利用、エネルギーの効率的な利用、自然災害の軽減・緩和のための科学の動員」を優先課題の一つとして掲げていることを評価する。

ユネスコは、政府間海洋学委員会（IOC）や国際水文学計画（IHP）といった国際科学プログラムのもと、今後も津波等の自然災害に関する調査や、能力開発といった優位性のある分野において、国際科学会議（ICSU）等の他機関との重複を排除しながら、協調しつつリードしていくことを一層期待するとともに、先進国と途上国がともに参加する世界規模での協力・調整の場として、ユネスコがその機能を発揮することを求める。

また、人文・社会科学の分野では、「新たな社会的・倫理的課題への取組」という34C/4の包括目標のもと、生命倫理等に関して、国際生命倫理委員会（IBC）等による勧告及び宣言等の規範設定に貢献してきており、その成果を一層活かしていくことを期待する。

既存の枠組みに加えて、気候変化による影響や巨大・広域的な規模の自然災害等、地球規模で検討が必要な課題の真の解決を目指すためには、現象の解明を行う自然科学分野のプログラムだけでなく、人々の意識や行動様式のほか、政策選択等の影響も受ける観点から、人文・社会科学分野も含めた分野横断的な一体的なアプローチが一層強化されることが不可欠である。

その礎として、世界水準の科学に加えて、大震災の経験を有する我が国がリーダーシップを発揮して、ユネスコが、地球規模の複雑な課題に対応し、持続可能な地球社会の構築に向けて新たな統合的な科学の発展を推進するよう支援していくべきである。

### 4. 文化分野

文化分野において「遺産と文化的表現の保護及び振興」及び「平和と非暴力の文化の醸成のための発展政策への文化及び異文化間対話の包摂のアドボカシー」の2つの優先課題の下に更なる取組が促進されることを期待する。

世界遺産事業及び無形文化遺産事業は文化多様性の促進につながるとともに、ユネスコの認知度を高める効果も期待され、有意義な取組であると評価する。我が国としては、文化遺産保護の事業に対して引き続き信託基金の拠出、専門家の派遣などを通じて積極的に協力していくべきである。

2012年は、世界遺産条約採択40周年であるが、世界遺産条約に関わる我が国の国際的貢献を積極的に示すべく、我が国における40周年記念会合の開催を幅広く周知するよう努める。

文化多様性と異文化間の対話は、グローバリゼーションが進む中、各国・民族の多様

な文化とアイデンティティを尊重し保護するとともに、民族や宗教の対立、紛争を緩和、抑制し、ユネスコの目的である平和の構築を導く活動として重要である。従って、我が国もユネスコの同分野におけるプログラムを積極的に活用し、平和の構築に向けた取組を加速させる必要がある。

#### 5. コミュニケーション・情報分野

我が国も取組を開始した記憶遺産の保全が、「デジタル・ディバイド（情報格差）を解消する知識への普遍的アクセスを達成するための情報通信能力の育成」という優先課題のもと、事業活動の柱として、新たに明示されていることを歓迎する。

また、知識社会と言われる今世紀において、人々の情報・知識へのアクセス能力の差は、情報格差を生み、結果として、貧富の格差を増大させることにつながることから、ユネスコは、34C/4で優先課題とされているジェンダーにも配慮しつつ、ICSU等の機関とも協調しつつ、他の機関に比較優位のある能力開発で大きな役割を果たすべきである。

加えて、情報格差がもたらす課題や、情報に自由にアクセスできることは評価できるものの、自由に情報にアクセスできることによる影響等を検証し、発信することを求めたい。

#### 6. 普及分野

限られた予算のなかでユネスコ事業の実施・普及を効果的に推進するためには加盟国政府や国内委員会とともに世界各地のユネスコクラブ・協会、NGO、学校・教育機関、メディア、民間企業とのパートナーシップを構築し、連携・協力を一層強化していくことが必要である。そのためには、民間ユネスコ活動の推進や、ASPnet（ユネスコスクール・ネットワーク）を通じた学校レベルでのユネスコの理念や活動の普及、ユネスコ講座やUNITWINプログラムを通じた高等教育レベルでの交流や協力などを図っていくことが考えられる。さらに、民間企業との積極的な連携やコミュニケーション分野を通じたメディアとの連携を通じて、国際社会や各国でのユネスコの可視性を高める努力が必要である。

ユネスコは、国際レベル、地域レベル、国レベルにおいてこのようなパートナーシップ形成の促進に努めるべきである。